

(1) 通級による指導の教育課程

通級による指導を受ける児童生徒は、障害に応じた特別の指導を小・中学校（高等学校は平成 30 年度より制度化）の通常の教育課程に加え、又は、その一部に替えて行うことから、教育課程上一部特別の教育課程を編成する必要があります（文部科学省：「通級による指導の手引」平成 30 年 8 月、28 文科初第 1038 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）」より）。

「特別の教育課程」の編成に当たっては、児童生徒の発達状況や障害の程度を考慮した上で「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」注 1（資料 1 参照）を作成し、特別支援学校学習指導要領に定められている事項を踏まえ、「埼玉県特別支援教育教育課程編成要領(2)小学校及び中学校特別支援学級・通級による指導編」を参考にするとよいでしょう。

(2) 通級による指導を行う際の授業時数について

通級指導教室での障害に応じた特別の指導は、「障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服する」という通級による指導の目的を前提としつつ、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことができます。

授業時数は、年間 35 単位時間からおおむね年間 280 単位時間以内の範囲で行うことを標準としています。ただし、学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒については、年間授業時数の上限については他の障害種別と同じにするものの、月 1 単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合があることから年間 10 単位時間（月 1 単位時間程度）が下限とされています（資料 2 参照）。

障害の状態の改善又は克服を目的とする指導（自立活動の指導）と併せ、必要がある場合は各教科の内容を取り扱いながら指導ができますが、単に各教科・科目の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことはできません。通級で教科等の内容を取り扱いながら指導を行う場合には、「障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服する目的で行う」ことが重要です（小学校、中学校、高等学校共通です）。

高等学校における修得単位数は、年間 7 単位を超えない範囲で、全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができます（文部科学省：「通級による指導の手引」平成 30 年 8 月、28 文科初第 1038 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）」より）。

(資料 1)

(資料 2)

1 個別の指導計画		通級の個別の指導計画 ※取扱注意	
本人氏名	〇〇 〇〇 男・女	学校名	〇〇小学校
学年・組・担任名	〇年〇組 〇〇 〇〇	記入者名	〇〇 〇〇
指導方針	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や児童の困難さに寄り添い、信頼関係を確立する。 ・児童の持つ課題を的確に把握し、個に応じて適切な指導を行い、障害の改善や克服を図る。 ・在籍学級担任との連携を密にし、多面的に児童を育てる。 		
指導目標	本児の能力や特徴を伸ばし、学校や学級等における日常生活や地域社会への適応能力を高める。		
指導時間	週 1 回（1時間）		
指導に結びつく実態			
1 主な生育歴・教育歴・贈検査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・出産、発達上異常なし。就学時健康診断時に言葉のスクリーニング検査で気付く。通級指導教室で再検査を受け、入級。 ・知的発達、聴力ともに顕著な問題は見られない。 		
2 言葉の様子	・イ列音（イ・キ・ギ・シ・ジ・チ・リ）とその拗音、サ・ザ音に歪みがある。		
3 児童のコミュニケーション・行動面の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・控え目などところはあるが、友達と遊んだり、話したりしている様子が見られる。 ・教師に対して言葉遣いも丁寧だが、不安があるのか問いかけに対し反応が薄いところがある。 ・指示をよく聞き、反復練習や単調な練習にも飽きずに集中して取り組む。 		
4 家庭での様子	・教室にいる時とは違って、家ではよくしゃべり、わがままも言う。	本人・保護者の願い	・発音が明瞭になって欲しい。
5 在籍学級・学校での様子	<ul style="list-style-type: none"> ・おとなしく控え目。 ・指名すれば発言でき、ごくまれに自分からも発言する。集団行動もできる。 	学校・担任の願い	・発音を矯正し、学校でも積極性を出せるようになって欲しい。
指導内容等	学習課題・目標	方法（手で）	評価

特別の指導に係る授業時数	
1 言語障害者	年間 35 単位時間 } 280 単位時間
2 自閉症者	
3 情緒障害者	
4 弱視者	
5 難聴者	
8 その他障害のある者で学校教育法施行規則により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの	
6 学習障害者	年間 10 単位時間 } 280 単位時間
7 注意欠陥多動性障害者	

注 1：学校教育法施行規則の一部改正により、通級による指導を受ける児童生徒についても全員作成する。

(3) 各学校等における支援体制

児童生徒に対する通常の学級における指導と通級による指導とが共に効果的に行われるためには、それぞれの担当教師同士が児童生徒の様子や変化について定期的に情報交換を行い、特別の指導の場における指導の成果が、通常の学級においても生かされるようにするなどして連携に努め、指導の充実を図ることが重要と言えます。さらに、他校において指導を受ける場合には、学校間及び担当教師間の連携の在り方を工夫し、情報交換等が円滑に行われるよう配慮する必要があります（文部科学省：「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議（第14回）配付資料1 特別支援学級及び通級指導に関する規定」より）。

(4) 児童生徒の指導に当たっての留意事項

①指導要録の記載について

通級による指導を受けている児童生徒については、成長の状況を総合的にとらえるため、在籍校の指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受ける**学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等**を記入します。

②医学的な診断について

通級による指導の対象とするか否かの判断にあたっては、個々の児童生徒の総合的な見地から判断することが必要になります。医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意することが大切です。

③LD や ADHD の児童生徒の指導・支援について

学習障害（LD）又は注意欠陥多動性障害（ADHD）の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意する必要があります（平成25年10月4日付25文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」より）。

(5) 埼玉県の通級指導教室

埼玉県は、難聴・言語障害通級指導教室と発達障害・情緒障害通級指導教室があります。令和元年5月1日現在、県内には両方の通級指導教室を合わせると312教室（さいたま市、坂戸ろう学園を含む）が設置されています。

通級指導教室は、単一の障害を対象として設置されることが基本です。しかし、発音指導についての言語障害と難聴、あるいは対人関係やコミュニケーションの指導についての注意欠陥多動性障害と自閉症の関係のように、比較的指導内容が類似する場合には、二つ以上の障害種について対象とすることが可能となっています。このため、埼玉県では、難聴・言語障害通級指導教室と発達障害・情緒障害通級指導教室を設置して、通級による指導を行っています。

(6) 指導の内容・指導方法

難聴・言語障害通級指導教室では、発音の改善を図るための構音指導や補聴器を活用して聞く力を高める指導、話しことばの流暢性を高めるための指導等を行っています。

発達障害・情緒障害通級指導教室では、不安や緊張を和らげるための指導や社会性を育てる指導、コミュニケーション能力を高める指導等を行っています。

どちらの通級指導教室も、在籍校や関係機関と連携し、通級する児童生徒が伸び伸びと学校生活を送ることができるように取り組んでいます。

通級による指導は、個別指導が中心ですが小集団による指導を行うこともあります。

また、通級指導教室は、指導内容や支援方法を家庭でも取り入れてもらうため、保護者にも、指導方法や対応の仕方などを、観察室や教室の離れた場所等で見学してもらうことがあります。